

## 用語集

索引	No.	用語	意味
あ行	1	移動等円滑化	高齢者、障害者等が円滑に移動できるようになること
	2	移動等円滑化促進方針 (マスタープラン)	市が、バリアフリー法に基づき、駅、道路、公共施設等の一体的、計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定めるもの
	3	移動等円滑化促進地区	市が、移動等円滑化促進方針(用語No.2)を定め、移動等円滑化を促進することが必要であると指定した地区。
か行	4	教育啓発特定事業	特定事業(用語No.9)のうち、心のバリアフリー(用語No.5)に関する事業
	5	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと * 広義の概念ですが、この基本構想においては、「高齢者、障害者等が円滑に移動できるための取組」についてのみ、取り扱います)
さ行	6	重点整備地区	市が定める、旅客施設(駅、バスターミナル等)及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進める、生活関連施設(用語No.7)及び生活関連経路(用語No.8)を含む地区。 
	7	生活関連施設	旅客施設(駅、バスターミナル等)及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害者等が利用する、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。
	8	生活関連経路	生活関連施設(用語No.7)を結ぶ経路で、特にバリアフリー化の必要性が高い経路
	9	特定事業	バリアフリー基本構想におけるバリアフリー化を具体化するための事業。基本構想に特定事業を定めた場合、特定事業を実施すべき者には特定事業計画の作成と、計画に基づく事業の実施義務が課せられる。 例1: 公共交通特定事業: 鉄道等の公共交通事業者がエレベーター整備等により駅のバリアフリー化をする事業。 例2: 道路特定事業: 道路管理者(市)が歩道の段差や勾配の解

索引	No.	用語	意味
			消により道路のバリアフリー化をする事業。
<b>は行</b>	10	ハード・ソフト	ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。
	11	バリアフリー	高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組
	12	バリアフリーマップ	地域のバリア情報又はバリアフリー情報を収集し、印刷したものを配布又はウェブ上で一般に公開するもの
	13	バリアフリー経路 バリアフリールート	障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。
<b>ま行</b>	14	武蔵野市第六期長期計画 2020～2029（令和2年度から令和11年度）	武蔵野市長期計画条例に基づき策定され、各分野に定める個別計画（健康福祉総合計画・子どもプラン・都市計画マスタープラン等）の上位に位置し、財政見通しのもと、市が目指すべき方向ややるべきことなどを定めるもっとも重要な計画。